

政策評価に関する統一研修(中央研修)  
2021年1月27日(水)

規制の政策評価のこれまでとこれから  
(RIA: Regulatory Impact Analysis/ Assessment)

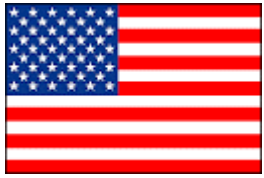
岸本充生 (Kishimoto Atsuo)  
大阪大学社会技術共創研究センター(ELSIセンター)  
データビリティフロンティア機構(IDS)

# 規制の良い・悪いをどう判断するか

- コロナ感染症対応として、様々な規制の緩和や廃止が議論されている。
- 規制緩和自体は手段であって目的ではない。規制緩和にも良いものもあれば、悪いものもあるし、逆に、規制拡充にも良いものもあれば、悪いものもある。
- それでは、良い・悪いかはどうしたら判断できるのだろうか。
- その規制緩和や規制拡充が社会にとって良いかどうか、社会を良くするものであるかどうかで決まる。
- そのためのツールが、規制影響分析/評価(RIA)

# 政策評価における規制やRIAの特徴

- 予算措置である施策・事業等と異なり、費用は税金ではなく、多くの場合、「費用(cost)」の負担主体が民間である。
- そのため、「税金の無駄遣いを減らす」ための活動(会計検査院の調査や行政事業レビューなど)の対象外となりがちである。
- 政治家や公務員の関心が薄くなりがち。しかし民間部門から見たら、「税金」も「規制遵守費用」も同じく「国民負担」である。
- わざわざEBPM (Evidence Based Policy Making)と言わなくても、きちんと実施すればもともとEBPMであった。
- 規制影響分析(RIA)は、規制の効果(便益)だけでなく、費用も推計しなくてはならない点が、予算措置を扱う政策評価との大きな違い。



# 公的資金と規制遵守費用をともに管理

大統領令13771号「規制を削減し、規制費用を抑制する  
(Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs)

**Section 1. Purpose.** It is the policy of the United States to be prudent and financially responsible in the management of public funds, **from both public and private sources**. In addition to the management of the direct expenditure of taxpayer dollars through the budgeting process, **it is essential to manage the costs associated with the governmental imposition of private expenditures required to**

公的及び私的、両方のお金の支出に慎重かつ財政的に責任を持つというのが大統領府のポリシーである。

納税者から預かったお金の直接支出の管理に加えて、「連邦規制を遵守するために必要な私的支出を政府が課すことに関わる費用を管理することも必要不可欠である」

2017年1月30日公布



# 米国では政権ごとに特徴が出る

Executive Order 13707 -  
Using Behavioral Science  
Insights To Better Serve  
the American People

規制導入の前にナッジ  
が使えないか検討せよ



Executive Order 13771 -  
Reducing Regulation and  
Controlling Regulatory  
Costs

とにかく規制緩和。規制  
遵守費用に上限を設けよ





## 政権が変わっても40年一貫して続いている仕組み～規制影響分析(RIA)

- 規制に関する議論の土台に必ずRIA文書がある。RIA文書をたたき台として議論される。
- RIAの中心は、規制遵守費用と定量化された効果。さらには、セクター別の経済負担を示した経済影響評価。
- 民主党政権でも共和党政権でも、レーガン大統領が最初に公表し、クリントン大統領が微修正した大統領令を(トランプ大統領さえ!)維持し続けている。



# OECDは3年に1度加盟国を採点

Figure 4.1. Composite indicators: Regulatory Impact Assessment for developing primary laws

法律

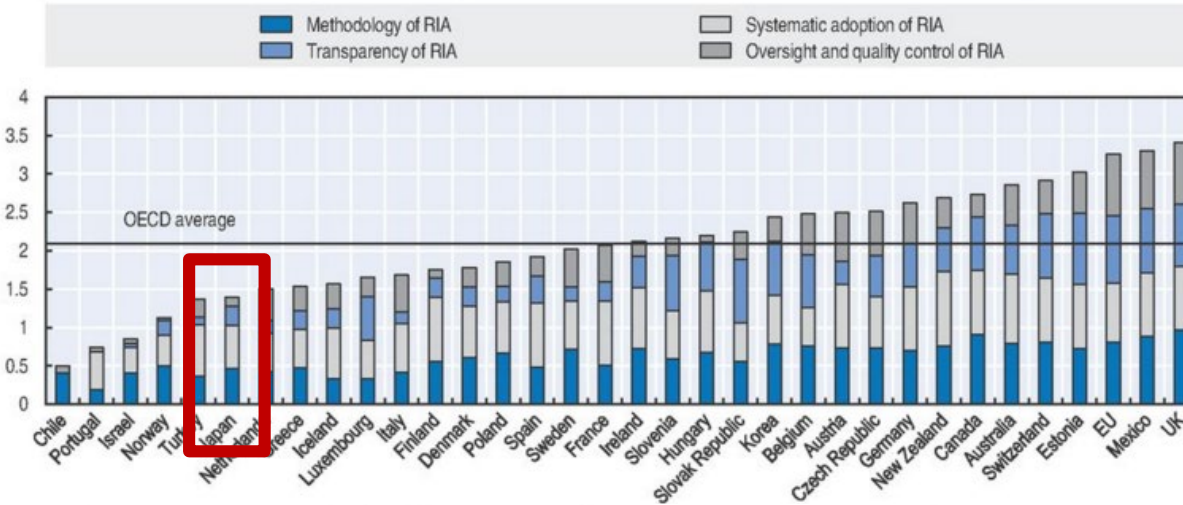
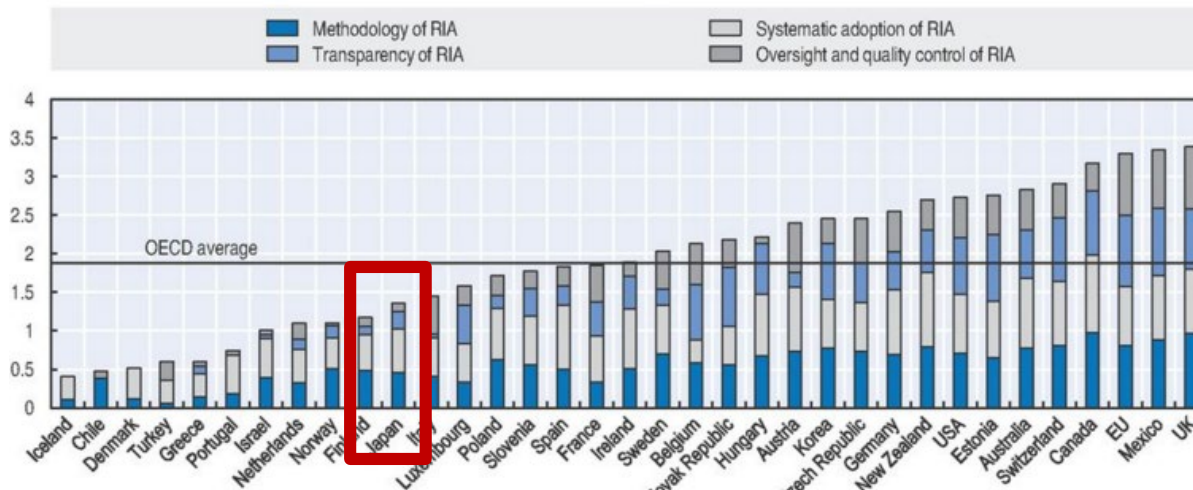
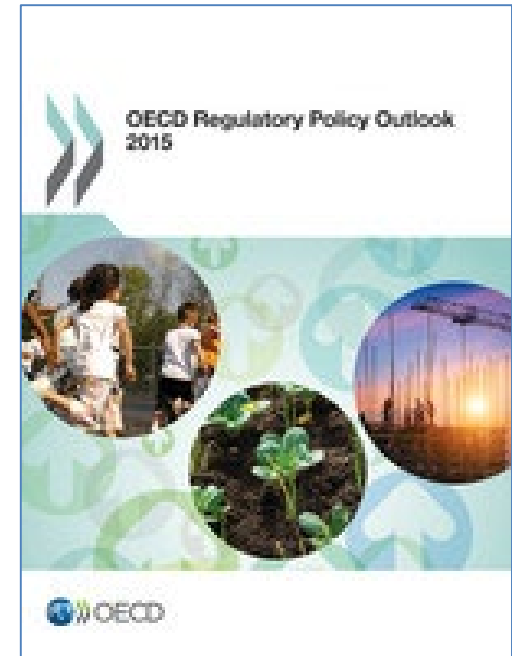


Figure 4.2. Composite indicators: Regulatory Impact Assessment for developing subordinate regulations

規制



## Regulatory Outlook 2015



RIA  
事前評価

# 規制影響分析/評価(RIA)とは

規制 社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの。  
(「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」)

## 規制影響分析/評価(RIA)

規制の新設や改廃時に、非規制手段も含めた複数の選択肢について、社会、経済、環境等へのあらゆる影響を、ステークホルダーとの協議も含めて、できるだけ定量的に予測し、最終的に選択された規制案に期待される効果が増加するであろう費用を正当化することを説得的に示す一連のプロセス。

(※岸本の定義)



2001年(平成13年)

## 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」公布

第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

- 公共事業
- 政府開発援助(ODA)
- 研究開発事業(R&D)

1. 当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

10億円

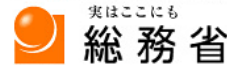
2. 事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること。

# 「規制の事前評価」(＝RIA)の導入

- 2007年3月、施行令の一部改正
- 2007年10月、施行令の施行

6年遅れた理由・・・政策評価法の第九条の2(「事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること」)をクリアしていなかったから

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成19年3月30日

## 規制の事前評価の義務付け

評価法施行令<sup>※1</sup>の一部改正により、本年10月1日から、総務省令で定める一部のものを除き、各行政機関が法律又は政令によって規制の新設又は改廃を行おうとする際、事前評価の実施を義務付けることとします。

また、政策評価に関する基本方針<sup>※2</sup>の一部変更により、各行政機関は、事前評価の実施が義務付けられていない規制についても、積極的かつ自主的な取組を行うよう努めることとします。

※ 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成18年政令第323号)

※ 2 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)

- 予算措置ではないから、「効果」に加えて、「費用」も予測する必要。
- 対象とする事例の範囲が広い。すべての省庁にまたがる。
- 対象の種類が多岐に渡るので、「マニュアル」化が困難



# いわば「外圧」で導入された

「OECD加盟国でやってないの日本だけだよ・・・」

## OECD加盟国におけるRIAの制度化

Number of jurisdictions



Note: Based on data from 34 countries and the European Commission.

↑  
日本で開始

# 主要国では産業界からの要請で始まった。

## ～ 遵守費用評価からスタート～



カーター大統領による大統領令12044号「政府規制を改善する」(1978年3月23日)を公布し、経済的に重要な規制について、経済影響文書(Economic Impact Statement)の提出を義務付け。



1985年以来、英国政府は、提案される新規制の事業者への影響を定量化するために、遵守費用評価(CCA)の利用を推進してきた。



2006年の報告書では、規制の遵守費用が十分に考慮されていないこと、定量化が一般的に行われていないこと、そして、予算措置と違って規制遵守費用は可視化されていないので無視されがちであることが指摘され、事業費用計算機(Business Cost Calculator)と遵守費用計算ツール(Compliance Costing Tool)という2つのソフトウェアが用意された。



# 対象が「法律」と「政令」のみ さらに議員立法も除外される

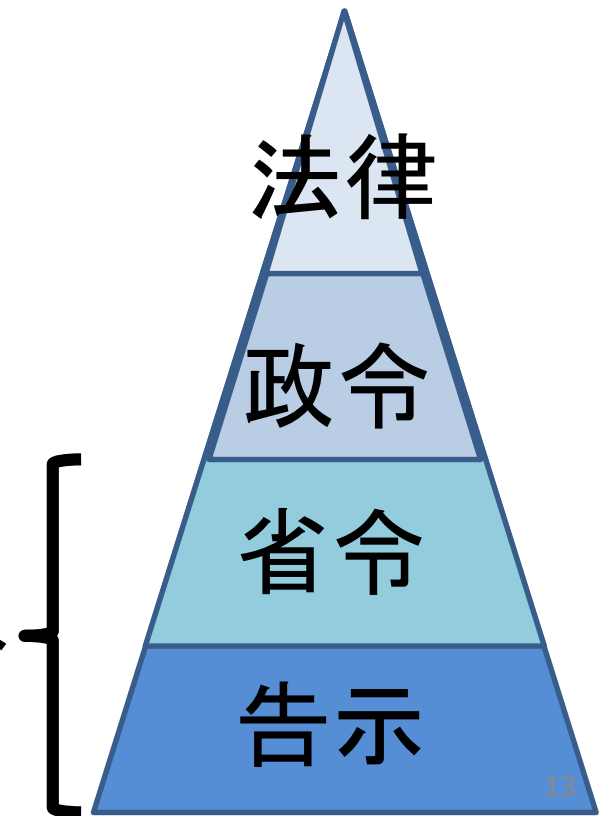
## 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

第三条 法第九条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。...

六 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(・・・)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更(・・・)をすることを目的とする政策

結果として、マスメディアで報道されるような案件はだいたい対象外

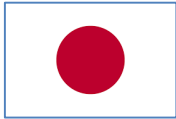
対象外



# そのため、マスメディアでとりあげられるような規制はほぼ対象外

- ドローンの規制対象となる重量を現行の200g以上から100g以上に変更(省令)
- 自動車への自動ブレーキの義務付け(告示)
- 雪道のチェーン規制(省令)
- たばこパッケージの注意文言の面積を50%以上とする(省令)
- チケットの転売規制(議員立法)
- パチンコの出玉規制(省令)
- ビールの安売り規制(議員立法、告示)
- PM2.5、オゾンなどの大気環境基準値(目標値)
- 放射性セシウムの新基準値(100bq/kg等)(告示)

# 例：車両後方カメラの義務付け バックカメラ



道路運送車両の保安基準(省令)が告示なので対象外



2014年、規制提案とともにRIAが実施

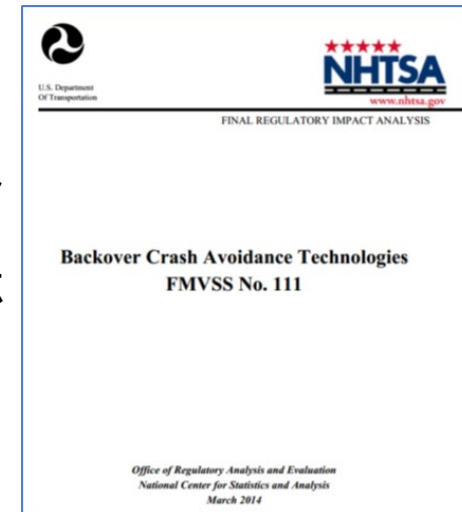
カメラ(130度と180度)とセンサー(超音波とレーダー)の4オプション

効果 = 回避可能割合 × システムパフォーマンス × ヒトの認知と反応

死亡削減効果 = 効果 × ベースラインの死亡と負傷者数

費用 = 設置費用の割引現在価値(学習曲線を適用)

割引率: 3%と7%



	等価救命人数	金銭価値化された総便益	設置費用	純便益
カメラ(180度)	30.1人	\$396.0 M	\$556.7 M	\$-160.7 M

費用が便益を上回ったが、犠牲者の多くが子どもであることを考慮すれば「便益は費用を正当化できる」と結論づけた。



# RIAの対象/詳細さは経済・社会への影響の大きさによる(比例性の原則)

Proportionality



重要 (significant) 規制  
: 経済に対して年間100万ドル以上の影響がある等



予想される経済, 環境, 社会への影響が「重要 (significant)」であることが見込まれる場合



社会への影響の大きさなどを考慮して決定

- 簡易型 (Short Form)
- 標準型 (Standard Form)
- 詳細型 (Long Form) (→費用便益分析)



「規制のトリアージ」

規制遵守費用に応じた分析

- 1,000万C\$以上: 「高」  
→金銭価値化
- 100万~1,000万C\$: 「中」  
→費用は定量化
- 100万C\$以下: 「低」



比例性分析  
(proportionate analysis)

「事業者への等価年間純直接費用」  
(equivalent annual net direct cost to business)  
500万£以上なら「完全な影響評価」  
それ以下なら内容の重大さに比例



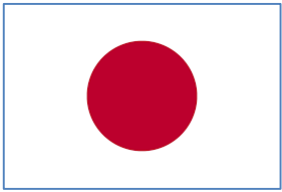
# 比例性の考慮なし

どの評価書もだいたい同じ分量。近年、「簡素化」を導入

また、これまでに実施された規制の事前評価は、その影響の大きさや社会での注目度にかかわらず、分量や分析の深さなどは大きく変わらなかった。しかし、社会への影響が大きいものや、社会的に論争の対象となっているような規制の場合、選択肢を増やすことや検討する影響の範囲を広げるなど、更に詳細に分析する必要がある一方、意思決定要素がほとんどない場合は簡素な評価で十分である。

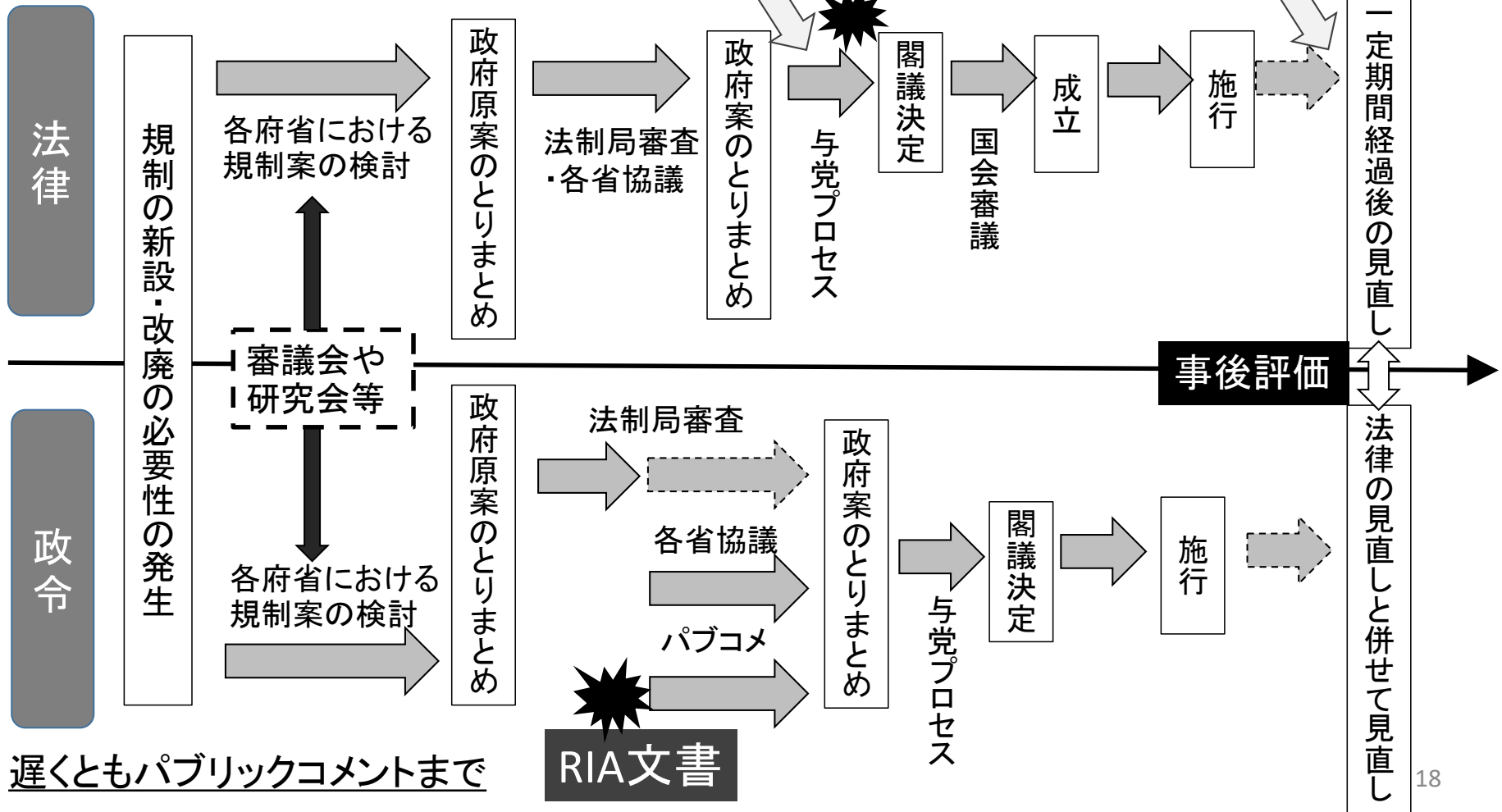
そのため、当該規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応じて、評価の詳細さを比例させたメリハリのある評価を行うものとし、政策評価を実施することの重要性の低い規制については、簡素化した評価手法による評価を可能とするものとする。

(「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」2017年改訂版1ページ)



# RIA実施 & 公表のタイミングが遅いため に、規制策定に貢献できていない。

遅くとも法律案の閣議決定まで



遅くともパブリックコメントまで



# RIA実施のタイミングとその影響

## 規制の政策評価の実施に関するガイドライン

### 9 その他留意すべき事項

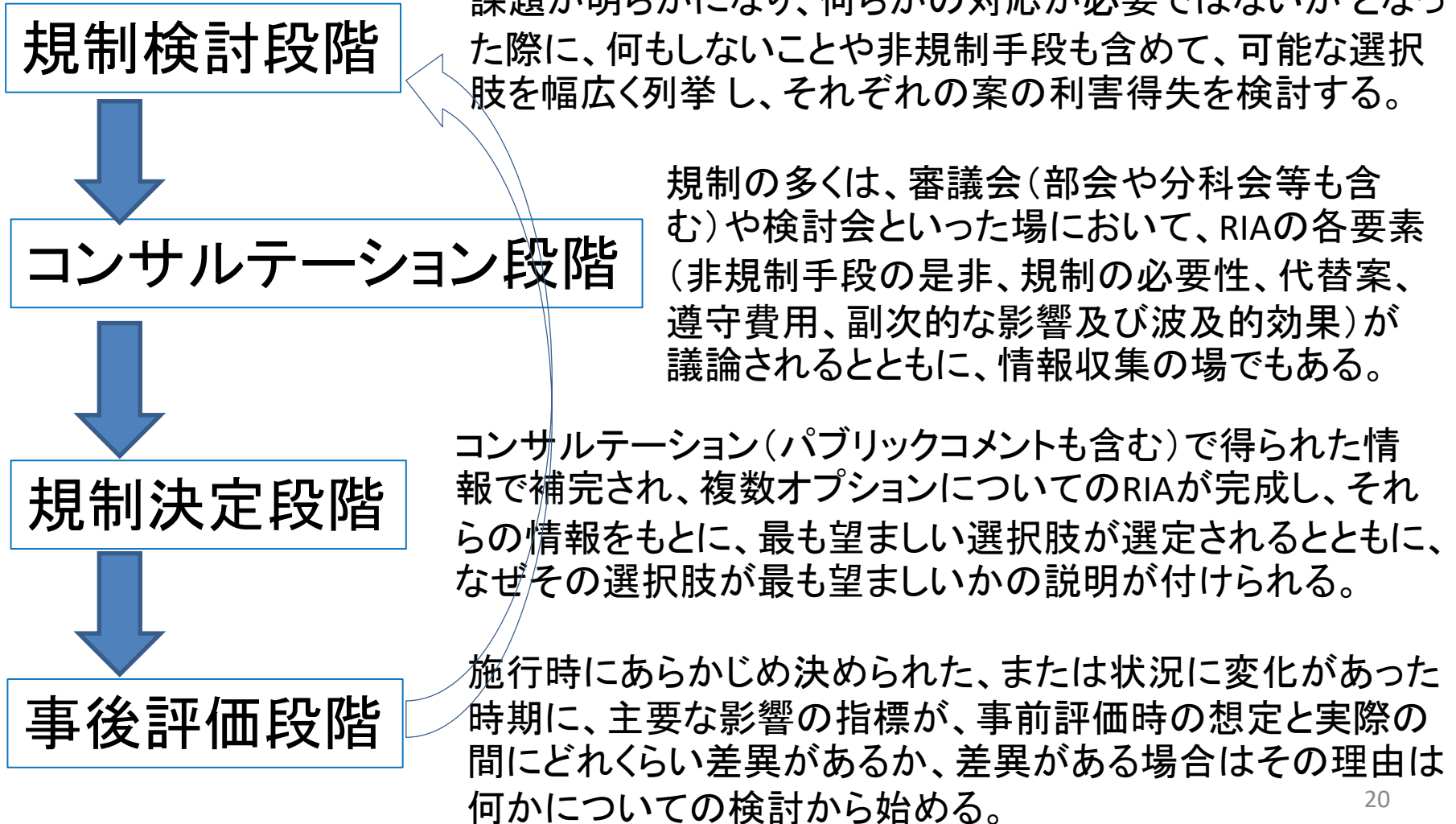
規制の新設又は改廃が法律による場合、事前評価書等の公表は、遅くとも法律案の閣議決定までに行う。政令以下の下位法令による場合は、遅くともパブリックコメントまで(パブリックコメントの適用除外のものについては閣議決定又は制定まで)に公表する。

➡ 規制内容が決まってから、評価書が作成されることになる。

- がんばって費用や効果を定量化する動機付けがない。
- 代替案を複数置く必要性も感じられない。
- 非規制的手段と比較するのも面倒である。

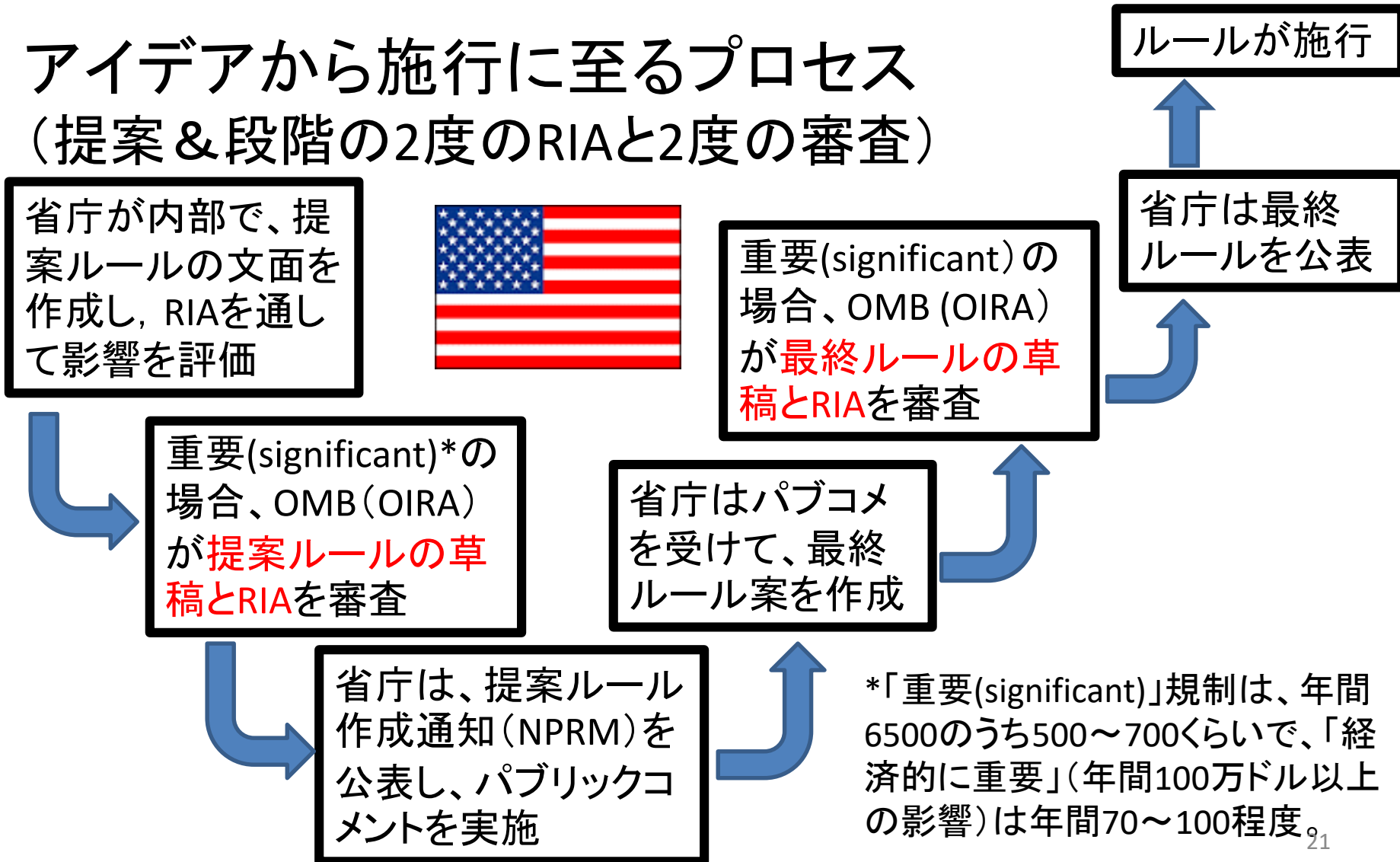
結果として単なるペーパーワークになりがち

# 改訂したガイドラインにおけるメッセージ 政策検討過程と評価の過程の一体化



# 提案段階と最終段階の2度評価

## アイデアから施行に至るプロセス (提案 & 段階の2度のRIAと2度の審査)



**作成段階 (Development stage)**  
介入理由と政策目的の明確化。RRCと協働

繰り返しプロセス

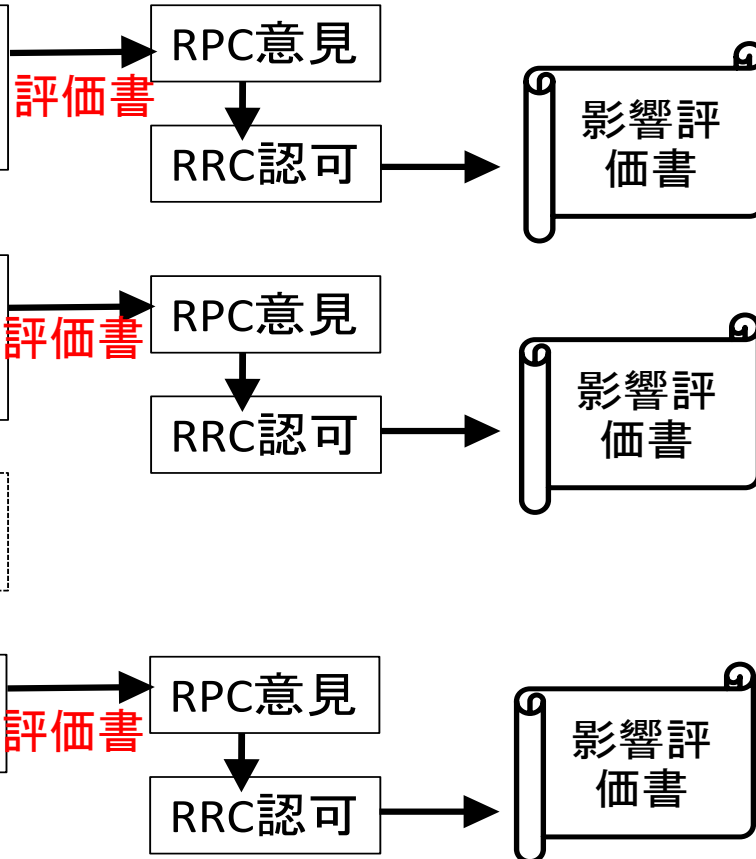
**オプション段階 (Options stage)**  
オプション, 初期的な費用と便益の特定と作成。RRCと協働

**協議段階 (Consultation stage)**  
オプション, 費用, 便益を洗練。審査のための提案を提出

**最終段階 (Final stage)**  
オプション, 費用, 便益を洗練。審査のための提案を提出

**制定段階 (Enactment stage)**  
議会プロセス中の変化を反映し改訂

**レビュー段階 (Review stage)**  
PIR/サンセットレビュー結果と政策提言



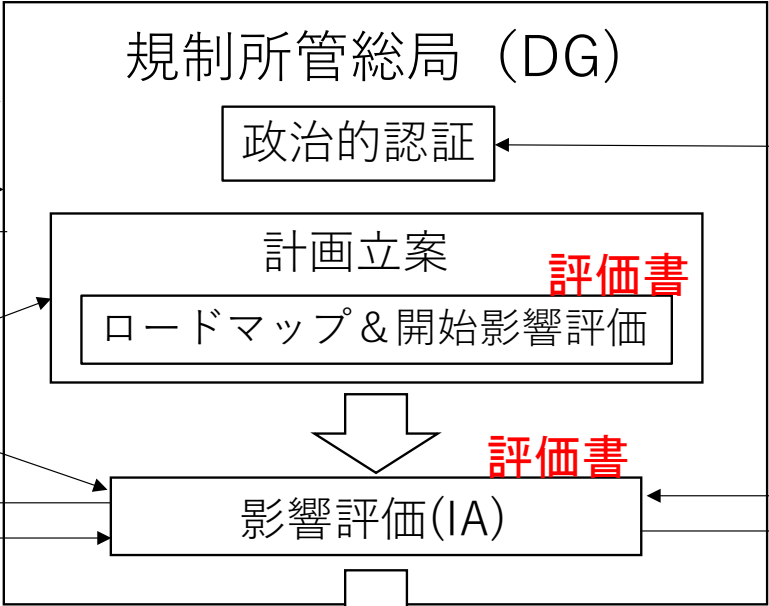


欧州委員会（事務総局）  
【規制制度全般を所管】

総局間グループ（ISG）  
（多数のDGから構成）

パブリックコメント

規制精査委員会（RSB）



担当大臣  
第一副委員長

ステークホル  
ダーとの協議



欧州理事会

法規制提案  
及びIA

欧州議会  
事務局  
議会研究サービス総局  
事前影響評価ユニット  
事後影響評価ユニット

規制導入

事後評価  
個別規制評価&適合性チェック

# 規制監督機関によるチェック機能

Regulatory Oversight Body: ROB



*Office of Management and Budget*



## Information and Regulatory Affairs

**Regulatory Scrutiny Board**



Australian Government  
Department of the Prime Minister and Cabinet  
Office of Best Practice Regulation

Treasury Board of  
Canada Secretariat

# 大統領府の行政管理予算局(OMB)の中の 「情報及び規制問題室(OIRA)」が強力な権限

EXECUTIVE OFFICE OF THE PRESIDENT  
Office of Management and Budget  
725 17th Street, NW, Washington, DC 20503



Phone: (202) 395-3080 / Fax: (202) 395-3888

Director

Deputy Director

Deputy Director for Management

Executive Associate Director

## OMB-WIDE SUPPORT OFFICES

General Counsel (395-5044)  
Legislative Affairs (395-4790)  
Strategic Planning & Communications (395-7254)  
Management and Operations Division (395-7250)  
Economic Policy (395-7279)  
Legislative Reference Division (395-4864)  
Economics, Science, Gen. Govt. Branch (395-3454)  
Health, Education, Veterans & Social Programs Branch (395-  
Resources, Defense, International Branch (395-8194)  
Budget Review (395-4630)  
Budget Analysis & Systems Division (395-6953)  
Budget Review & Concepts Division (395-4632)  
Performance and Personnel Management (395-5017)

## STATUTORY OFFICES

Office of Federal Financial Management (395-3895)  
Accountability, Performance, and Reporting Branch (395-3993)  
Management Controls and Assistance Branch (395-3993)  
Office of Federal Procurement Policy (395-5802)  
Office of E-Government & Information Technology (395-3018)  
Office of Information & Regulatory Affairs (395-4852)  
Food, Health, and Labor Branch (395-7340)  
Information Policy Branch (395-3785)  
Natural Resources and Environment Branch (395-3084)  
Statistical & Science Policy Branch (395-3093)  
Transportation and Security Branch (395-7316)  
Intellectual Property Enforcement Coordinator (395-1809)

## NATURAL RESOURCE PROGRAMS (202) 395-3120

Energy, Science & Water Division (395-3404)  
Energy Branch (395-3634)  
Science & Space Branch (395-3480)  
Water and Power Branch (395-4590)  
Natural Resources Division (395-4586)  
Agriculture Branch (395-3448)  
Environment Branch (395-6827)  
Interior Branch (395-4806)

EDUCAT  
LABC  
Educator  
Division ( Educati  
Income  
Labor B



# 政策評価の理念は「自ら評価」

行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2010年

## 規制の事前評価の点検結果(概要)

- ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、平成19年10月から、法律又は政令の制定又は改廃により規制の新設又は改廃を行う場合には、事前評価の実施を各府省に義務付け。
- ・ 平成22年に8府省で実施された規制の事前評価82件について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した7つの点検項目に照らし、その実施状況を点検。
- ・ 点検の結果、改善が図られるべきと認められる評価については、個別に課題を指摘（今回が初）。



### 【今回の点検結果のポイント】

- ・ ガイドラインでは費用及び便益を定量化又は金銭価値化により分析することが求められているが、このような分析が行われているものは費用で4件、便益で2件（点検項目③・④関係）。
- ・ ガイドラインでは費用と便益の関係を定量的な手法を用いて分析することが求められているが、このような分析が行われているものは1件（点検項目⑤関係）。
- ・ ガイドラインでは代替案との比較が求められているが、代替案についての記述が評価書にないものが3割弱見られる（点検項目⑥関係）。

### 【今後の課題】

各点検項目における「主な課題」を踏まえ、各府省においては、今後とも評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図ることが必要。

# 「規制政策とガバナンスに関する 理事会提言（12項目）」（2012）

1. 規制の質のための明確な政府全体の（whole-of-government）方針に、最上位の政治レベルにおいて取り組むこと。その方針は、規制が活用される場合、経済、社会、環境に対する便益が費用を正当化し、分配面への影響が考慮され、純便益が最大化されるように、明確な目的と実施枠組みを持つべきである。
2. オープンガバメントの原則に忠実であること。これには、規制が、公共の利益に資し、規制に関心があったり、影響を受けたりする主体の正当なニーズを反映したものとなるように、規制プロセスにおける透明性と参加が含まれる。また、規制提案の原案を用意するプロセスやそれを支持する分析の質に貢献するための（オンラインも含む）有意義な機会を提供することも含まれる。政府は、規制が包括的で明確であり、そして関係者が自分たちの権利や義務を容易に理解できるようなものにすべきである
3. 熱心に、規制政策の手順や目的を監督したり、規制政策を支援・実施したり、これらによって規制の質の改善を促したりするメカニズムや組織を設置すること。
4. 規制影響評価（RIA）を、新規規制提案を固めるための政策プロセスの早い段階に組み込むこと。政策目標をはっきりと特定し、規制が必要かどうか及びそれらの目標を達成するうえでどのようにすれば最も効果的かつ効率的であるかについて判断する。規制以外の手法を検討し、最善のアプローチを決めるために分析対象の複数のアプローチのトレードオフを特定する。
5. 規制が最新の状態に置かれ、費用が正当化され、費用効果的であり、首尾一貫しており、意図した政策目的を実現しているように、明確に特定された政策目標に照らして、重要な規制のストックの、費用と便益の検討を含めた体系的なプログラム見直しを実施する。





# 「ガバナンスに関する （プロジェクト）」(2012)

“政府全体の (whole-of-government) ”  
“最上位の政治レベル”

1. 規制の質のための明確な政府全体の (whole-of-government) 最上位の政治レベルにおいて取り組むこと。その目的は、費用が正当化され、明確な目的と実施枠組みを持つべきである。

“規制プロセスにおける透明性と参加”

2. オープンガバナンスの中実であることには、規制が公共の利益に資し、規制の正当性が含まれるべきである。規制プロセスの早い段階に組み込むべきである。

“規制影響評価 (RIA) を、  
新規規制提案を固めるた  
めの政策プロセスの早い  
段階に組み込む”

規制監督機関の設置！

3. 熱心に、規制の履行手順や目的を監督したり、規制の実施したり、これらによって規制の質の向上を促したりするメカニズムを確立する。

規制ストックに対しても  
費用と便益の観点から切  
り込め！

4. 規制影響評価 (RIA) を、新規規制提案を固めるための政策プロセスの早い段階に組み込むこと。政策目標をはっきりと特定し、達成するうえでどのようにすれば最も効果的かつ費用対効果が高いかを検討し、最善のアプローチを決めるためのアプローチを特定する。

5. 規制が最新の状態に置かれ、費用が正当化され、費用効果的であり、首尾一貫しており、意図した政策目的を実現しているように、明確に特定された政策目標に照らして、重要な規制のストックの、費用と便益の検討を含めた体系的なプログラム見直しを実施する。





# 10年ぶりにガイドラインを改正

## 規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成19年政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正

### (1) 事前評価の活用方法

⇒ 規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階から事後検証段階の各段階において望まれる評価の活用方法を提示。

### (2) 基本的評価手法

⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、社会、経済、環境などの様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点。特に遵守費用を重視(少なくとも定量化)。

### (3) 簡素化した評価手法

⇒ 国際条約批准に伴う規制など行政の意思決定要素が少ない規制等を対象に、新たに簡素化した評価手法を導入。

### (4) 事後検証の実施

⇒ 事前評価時の費用と効果の想定と、事後検証時に把握した実際の費用と効果を比較、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認するため、事後検証を導入。

### (5) 関係機関との連携

⇒ 規制改革推進会議、公正取引委員会との連携を提示。

### 規制の政策評価の実施に関するガイドライン

平成19年8月24日  
政策評価各府省連絡会議了承  
平成29年7月28日  
一部改正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価及び事後評価を円滑かつ効率的に実施し、政策意思決定過程での活用を図り、もって規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資するよう「政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。))及び「政策評価の実施に関するガイドライン(以下「政策評価ガイドライン」という。))」を踏まえつつ、規制の事前評価及び事後評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じて、規制の政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

#### 1 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである。したがって、規制の政策評価を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることが重要である。また、規制を遵守するための費用は、実施する行政側からみると予算を必要とするものではないため、ともすれば費用を課しているという意識が希薄となることがある。しかし、社会にとっては、予算増額と同様、費用負担である。

このため、規制の新設又は改廃時には、必要以上の国民の権利の制限や義務の賦課が行われていないかについて確認する必要がある。このように、規制の政策評価の果たす役割は、大きいものと考えられる。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施においては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報が収集されることが重要である。このことを踏まえると、政策の着想から決定に至る一連の過程において検討される観点と評価の観点はほぼ一致すると考えられることから、エビデンスに基づく政策立案及び事務の効率化の観点からも、できる限り政策検討過程と評価の過程を一体化するよう努めるべきである。

なお、規制の性質等により本ガイドラインに定める標準的な評価が実務上困難な場合には、基本方針13「政策効果の把握に関する基本的な事項」ア及び政策評価ガイドライン3「評価手法」を踏まえ、可能な範囲で評価に取り組む必要がある。

また、これまでに実施された規制の事前評価は、その影響の大きさや社会での注目度にかかわらず、分量や分析の深さなどは大きく変わらなかった。しかし、社会への影響が大きいものや、社会的に論争の対象となっているような規制の場合、選択肢を増やすことや検討する影響の範囲を広げるなど、更に詳細に分析する必要がある一方、意思決定要素がほとんどない場合は簡素な評価で十分である。

そのため、当該規制の新設又は改廃に伴う社会、経済、環境等への影響の重要性に応

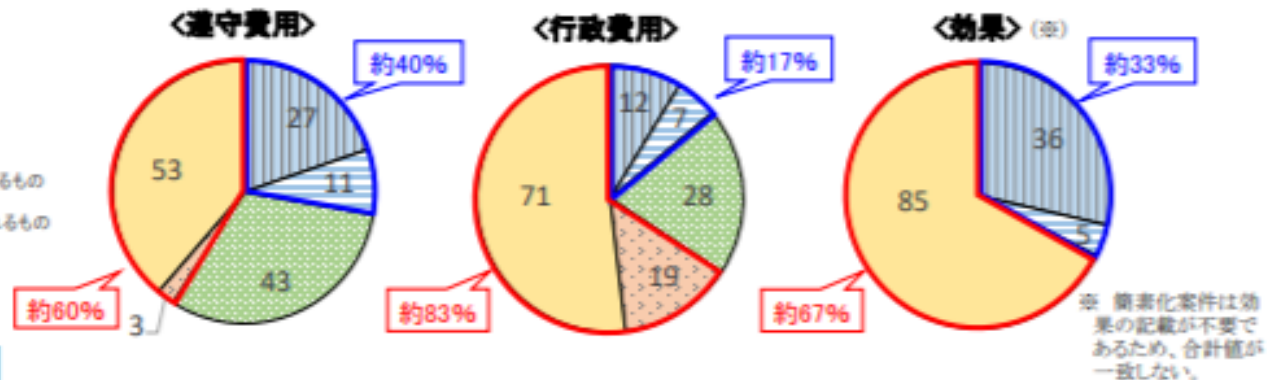
## 規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）

## 1 定量化の状況

- 各府省が実施した規制の政策評価は、事前評価145件、事後評価58件の計203件
- このうち、評価の実施が義務付けられている法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価137件（うち簡素化11件）、事後評価58件（うち簡素化1件）の計195件を対象に点検を実施  
注）ガイドラインにおいて、社会、経済、環境等への影響の重要性に応じてメリハリのある評価を行うこととしており、重要性の低い規制については、簡素化した評価手法による評価を可能としている。
- 事前評価では、規制を受ける側のコストである「遵守費用」についてガイドラインで少なくとも定量化することとされているが、金銭価値化又は定量化されているもの（定量化率）は約40%となっており、前年度（約18%）に比べて大幅に増加しているものの、引き続き定量化されていないものも多くみられた。  
注）定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している（以下同。）。
- また、「行政費用」の定量化率は約17%（前年度約9%）、「効果」の定量化率は約33%（前年度約18%）と前年度に比べて増加しているものの、いまだ低い水準にとどまっている。

【事前評価】

- 金銭価値化されているもの
- 一部定量化されているもの
- 発生しないとされており、発生しないと考えられるもの
- 発生しないとされているが、発生すると考えられるもの
- 定性的に記載されているもの



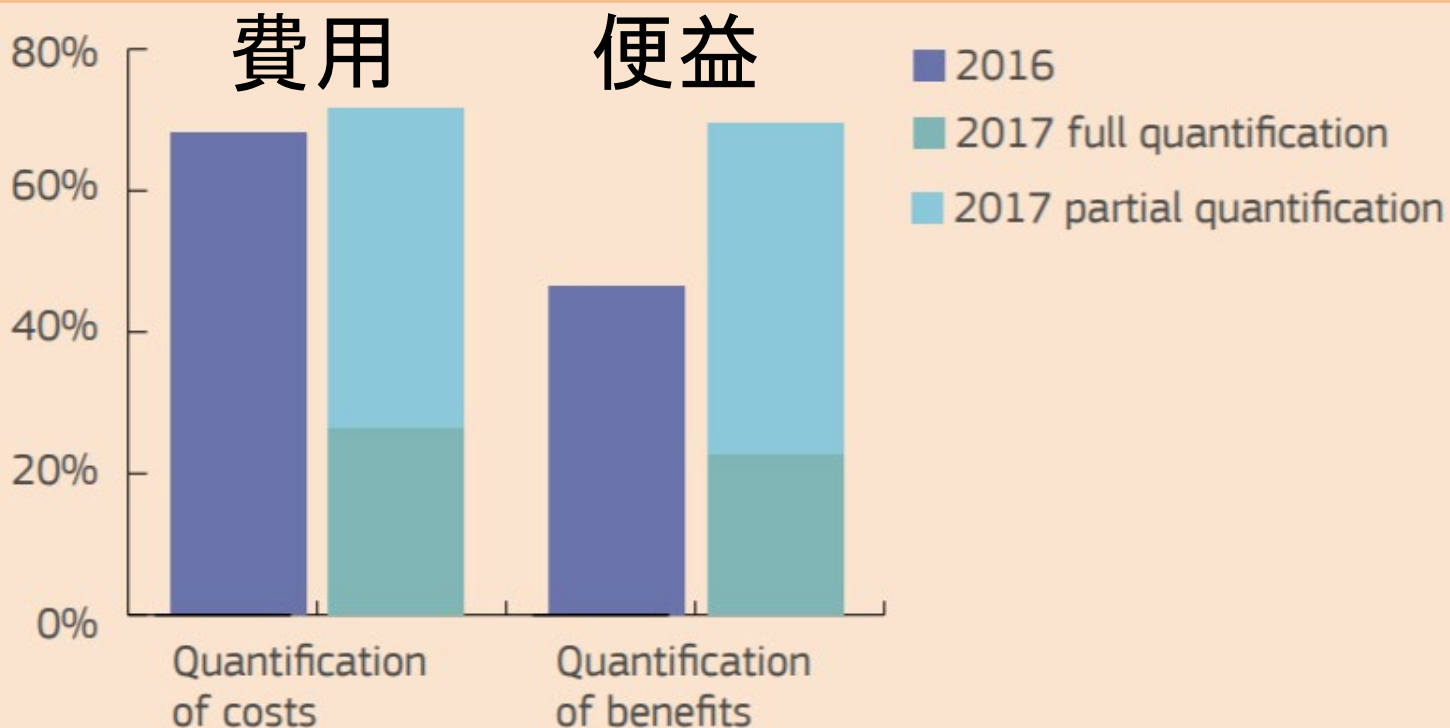
## 【各府省への主な指摘等】

- **費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示**
  - ・ 効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出し
  - ・ 申請等作業を伴う費用について、作業時間を「仮定」し、平均時給から人件費を推計
  - ・ 有識者会議資料や関連団体の公開情報等の数値を参考に費用や効果を推計
  - ・ 少なくとも例示や目安など、大まかな規模感が分かる程度の数値は提示
- **特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明するよう指摘**



# 重要な規制の費用と便益の 定量化の割合

Figure 9. Quantification of costs and benefits in impact assessments





# 既存規制の見直しも費用ベース



OIOO (One-In, One-Out) 制度  
→ OITO (One-In, Two-Out)



ビジネス影響目標 (Business Impact Target: BIT)  
2015～2020年の5年間で規制遵守費用を総額£100億削減



## “Two-for-One”ルール

すべての新規規制の総増分費用が、廃止された規制も含めて、ゼロを上回ってはならない。

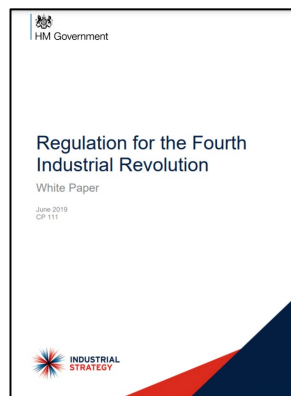


規制予算 (regulatory budget)  
各省庁に規制予算キャップ

# デジタル技術を中心とする新興技術 に対する規制のあり方



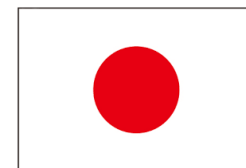
第四次産業革命の  
ための規制: 白書  
(2019年6月)



「第4次産業革命における効果  
的かつ革新的なルールメイキン  
グに関する原則」策定を開始



報告書「第四次産業革命のた  
めのアジャイル・レギュレーショ  
ン: レギュレーターのための  
ツールキット」(2020年12月)



規制改革推進会議  
「デジタル時代の規  
制・制度について」  
(2020年6月22日)

# まとめ：RIAは現状は宝の持ち腐れ

国民、産業界、規制当局、政治家・・・誰にとっても

- 規制策定プロセスに、RIAを統合する必要がある。すなわち、RIAをビジネスツールとして利用できる。
- 規制遵守費用を事前・事後に定量化することは、国民への説明責任を果たすために最低限必要なこと。
- 産業界は、個別の規制を議論するよりも、RIAのような基盤ツールの利用を推す方が効果的。
- 国民も、税金だけでなく、規制遵守費用にも目を光らせるべき。
- 研究者にとっても、研究課題の宝庫。
- (本日は省略したが)技術革新のスピードが速い分野については、従来と異なる「規制」の考え方も必要。WEFやOECDは「アジャイル・レギュレーション」を提唱。

## 参考) RIAについて最近書いたもの

- 岸本充生「デジタル技術の社会実装には規制影響分析とテクノロジーアセスメントの一体化を」月刊経団連 2020年12月号 pp.24-25.
- 岸本充生「トランプ政権における規制改革 —規制影響分析(RIA)とレギュラトリーサイエンスの役割—」季刊評価クォーターリー 53, pp.3-13, 2020年4月
- 岸本充生「環境規制における規制影響分析(RIA)の進展と課題: 米国の石炭火力発電所規制を例に」環境情報科学 48(1), pp. 49 – 54, 2019年3月
- 岸本充生「規制影響評価(RIA)の活用に向けて: 国際的な動向と日本の現状と課題」経済系: 関東学院大学経済経営学会研究論集 275, pp.26 – 44, 2018年11月
- 岸本充生「規制影響評価(RIA)の現状と課題 —エビデンスに基づく政策形成に資するには—」季刊評価クォーターリー 37, pp.1 – 17, 2016年4月